

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」

に対する意見

法務省民事局参事官室 御中

令和7年8月25日

兵庫県司法書士会
会長 野上英則

当会は、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関し、専門職団体として、実務家の視点から、以下のとおり意見を表明する。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

- (1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

【甲案】 現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

【意見の趣旨】

原則として、甲案に賛成する。

もともと、所要の修正として、法定後見に係る期間を設けること、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容すること及び後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すことについて賛成である。

他方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すこと及び取消権者に関する規律を見直すことについて反対である。

【意見の理由】

当会に所属する会員が後見業務を行うに際し、本人やその親族、関係者から、成年後見人の代理権が広く、本人の意思決定などの権利を侵害しているのを、これを限定すべきであるという声に接することが少ない。

そのため、当会としては、当会の所属する会員が後見業務を行う上で、いわゆる「包括代理権」を定める現行の成年後見制度について、特に問題が見当たらない。

一方、成年後見開始の審判申立てを行った申立人の動機（不動産売却や相続手続など）が解決されたにもかかわらず、事実上、本人が死亡しなければ成年後見制度の利用を止められない点について、本人やその親族、関係者の不満の声に接することが多い。

これらの事情を踏まえれば、法定後見に係る期間がないことを除き、現行の成年後見制度に大きな不満がないことから、あえて、代理権の設定等を個別具体的に行うことによって、申立人を含む関係者の負担を大きく増加させ、また、現行の成年後見制度を大幅に変更することによって、後見業務を行っているものに混乱を大きく与えるような制度に変更する必要性はなく、現行の成年後見制度を維持しつつ、上記の不満を解消するために小幅な修正を行えば十分であると思われる。

したがって、現行法の規律の基本的な枠組みを維持する甲案に賛成である。

そして、小幅な修正として、上記のような不満があることを踏まえ、法定後見に係る期間を設けることに賛成である。

また、特に需要があるかどうかは不明であるが、大きな不利益も見当たらないこと及び申立人に類型の決定権を付与するのは、当事者主義に資することから、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容することに賛成である。

さらに、後見制度は、本人の行為能力をはく奪する法的効果があることを考慮すれば、後見制度を利用させることについて慎重であるべきといえることから、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すことに賛成である。

他方、後見事務を行う上で、一般的にみれば、民法第13条第1項に規定する行為の範囲が広すぎるとも狭すぎるとも思われず、また、狭すぎる案件では、これを拡張することも可能であることを踏まえれば、現行法の規律について、特に問題がないことから、これを維持すべきであり、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すことに反対である。

また、後見事務を行うに際し、特に不満の声がないことから、取消権者に関す

る規律を見直すことにも反対である。

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

ア 現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

アに賛成する。

【意見の理由】

第1の1（1）において、甲案支持のためである。

(3) 申立権者（請求権者）

【乙案】 現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者とするを含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

原則として、乙案に賛成する。もっとも、申立権者に加えるのは、任意後見監督人であった者のみとし、利害関係人を申立権者に加えることは反対である。

なお、（注1）の現行法の申立権者である「四親等内の親族」の範囲を狭めることについて反対である。

他方、（注2）の本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けるについて賛成である。

【意見の理由】

任意後見監督人であった者が、任意後見人の死亡や解任の審判の後、本人の保護を図るべく、法定後見制度の利用が妥当であると考えても、その申立てをすることができないというのは、不合理である。

また、任意後見監督人であった者は、任意後見人の死亡や解任を速やかに知ることができ、また、本人の状況についても知ることができる立場であることから、このような申立権を付与しても、任意後見監督人であった者に多大な負担を負

わせるものでもない。

もっとも、いつまでも任意後見監督人であった者に、本人の保護のため、法定後見制度の申立権を付与するのは妥当ではないので、一定期間（例：6 か月から1 年程度）に限り、申立権を付与するのが妥当と考える。

したがって、任意後見監督人であった者を、一定期間に限り、申立権者とする
ことについて賛成である。

他方、本人の取引の相手方（貸貸人や施設を運営する法人など）は、通常、自己の権利等を実現するため、事理弁識能力のない相手方（本人）との法律関係等を確定する方法として、本人に法定後見制度を利用させるのは、不合理である。このような場合には、一般的に、取引の相手方の利益を図るための利用といえることから、本人の保護を目的とする法定後見制度の利用ではなく、例えば、特別代理人制度などの改善策等によって目的を達成することの方が合理的である。

したがって、取引の相手方を申立権者に含めることについて反対である。

また、現行法の申立権者である「四親等内の親族」の範囲は広すぎるとも思われるが、一般的に本人との関係性が希薄といえる四親等の親族が、後見申立てを濫訴しているとも思われないことから、現行法の規律に特に問題がないことから、（注1）現行法の申立権者である「四親等内の親族」の範囲を狭めることについて反対である。

他方、いわゆる「無縁社会化」が進む現在社会の情勢を踏まえれば、親族ではなく、友人等に自己の判断能力低下時における生活支援のあり方を委ねることも妥当といえることから、本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けるについて賛成である。

第2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

【甲案】

(1) 取消権者

現行法の規律（法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律）を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

甲案に賛成にする。

【意見の理由】

第1の1(1)の【意見の理由】でも記載したとおり、基本的には、現行の成年後見制度に大きな不満がないことから、あえて、取消権者及び追認権者の規律を変更する必要がない。

したがって、取消権者及び追認について、現行法の規律を維持する甲案に賛成である。

第2 法定後見の終了

1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の(個別の)審判の取消し

(1) 現行法の規律を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

2 法定後見に係る期間

【乙2案】

- ① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間(〔 〕年)経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

【意見の趣旨】

乙2案に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)の【意見の理由】でも記載したとおり、当会に所属する会員が後見業務を行うに際し、成年後見開始の審判申立てを行った申立人の動機(不動産売却や相続手続など)が解決されたにもかかわらず、事実上、本人が死亡しなければ成年後見制度の利用を止められない点について、本人やその親族、関係者

の不満の声に接することが多い。

このような声がある事例の多くは、本人の日常生活支援を親族や福祉関係者等が行うことで事足り、成年後見制度を利用してまで本人を保護する必要性がなくなっている案件である。

そこで、成年後見制度の利用の妥当性について、定期的な見直しをすることを制度的に担保するため、その期間を法定する必要があると考えられる。

そして、申立ての動機となった課題等を踏まえ、当初の法定期間が設定され、当該期間経過後、本人に接することが多い保護者に当該案件における成年後見制度による保護の必要性を検討させ、その検討結果を、法的義務を課して、定期的に報告させる乙2案が、後見業務を行う当会に所属する会員の実務感覚として、親和性があると思われる。

したがって、当初の法定期間を家庭裁判所が設定の上、法定期間経過後に、保護者から保護の必要性を報告させ、当該報告を踏まえ、家庭裁判所が保護の必要性がないと判断した場合において、保護を開始する審判等を取り消すという内容である乙2案に賛成である。

なお、保護者及び家庭裁判所の負担軽減の観点から、定期的な保護の必要性に関する保護者からの定期的な報告は、現行法の下において行われている年1回の定期報告の際に行うのが妥当である。

第3 保護者に関する検討事項

1 保護者の選任

現行法の規律を基本的に維持するものとしつつ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきであることを明確にするために、例えば、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方に賛成する。

【意見の理由】

成年後見制度が開始されると行為能力の制限など本人に重大な影響を与えることから、本人の意見が重要な考慮要素であるといえる。

したがって、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方に賛成する。

2 保護者の解任（交代）等

【甲2案】

- (1) 解任事由 現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。
- (2) 欠格事由 現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

【意見の趣旨】

甲 2 案に賛成する。

なお、（注）現行法の解任事由の文言については、これを維持すべきである。

他方、（注）法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするに反対である。

【意見の理由】

本人と保護者との相性が良くない等の理由による場合はともかく、保護者と本人を支援するチーム（例えば、介護関係者、医療関係者や行政関係者など）との相性が良くない等の理由によって本人に対する適切な支援が滞る原因が、常に保護者にあるというわけではない。本人を支援するチームに参画している各関係者は、その所属する組織・団体等の行為規範（職業倫理規範）をベースとして、具体的な本人支援策を検討・策定するものであり、このような行為規範の違いによって、各関係者の具体的な本人支援策が異なることも有り得る。

このような状況下で、保護者だけが本人を支援するチームと相性が良くない等という理由で、これが解任事由となれば、これを恐れて、保護者は、自己の行為規範に照らして、最も妥当と考える本人支援策を強く主張することが困難になることも想定される。

さらに、本人において保護されるべき利益は多分に価値判断を含むものであり、これを適切に評価することも困難である。

他方、本人と保護者との相性が良くない等の場合には、保護者の行う行為の正当性が本人の利益のためにあることを踏まえれば、本人が多額の散財を行い、生活基盤を崩壊させる等よほどの場合でなければ、保護者は、成年後見業務を円滑に行うことができなくなり得ることから、通常、保護者は、これを回避すべく、辞任することが多いと思われる。

したがって、現行法の規律を維持する甲 2 案に賛成である。

なお、現行法の解任事由の文言につき、特に不都合がないことから、これを維持すべきである。

次に、解任事由とは異なり、欠格事由については、現行法のうち、「不正な行為」及び「著しい不行跡」は維持すべきであるが、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」は、削除すべきである。

なぜなら、前2者の事由によって解任された保護者は、通常、当該解任された後見案件だけではなく、他の後見案件においても保護者として不適切であることといえるが、「その他の保護の任務に適しない事由」には、当該後見案件のみの特殊な事情があることもあり、この事由によって解任された保護者が、通常、他の後見案件においても保護者として不適切であるとはいえないからである。

したがって、現行法の規律のうち、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」は、削除すべきであるとする甲2案に賛成である。

なお、欠格事由の規律を維持すべきである。なぜなら、欠格事由は、保護者を選任する場面だけではなく、既に選任されている案件でも問題となるからである。

3 保護者の職務及び義務

(1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

保護者は、その事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとするとの現行法の規律について、次の点を引き続き、検討するものとする。

ア 保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、〔本人の心身の状態を考慮した上で、〕本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすること。

イ 保護者がその事務を行うに当たって本人の意思を尊重しなければならないことに関して、保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にすること。

【意見の趣旨】

原則として、賛成する。

なお、(注)「意思」の用語については、「意向」が妥当である。

【意見の理由】

当会に所属する成年後見人等は、後見業務を行う上で、本人の意思（意向、希望など）を尊重することを行為規範としている。

そのため、その意思が法的効果を伴う意思かどうかは別として、本人が表明した意思（意向、希望など）を踏まえて、後見業務を行うべきことを明確化する観点から、アのような規律を加えることも妥当と思われる。

また、保護者が取消権を行使することは、本人が一応示した意思を否定することにつながるので、この場面では、保護者は、特に本人の意思（意向や希望など）を尊重しつつ、その取消権を行使しなければならないことを明確化すべく、イのような規律を加えることも妥当と思われる。

したがって、原則として、賛成である。

なお、(注)「意思」の用語については、この場面で使用されている本人の「意思」は、法的効果を伴わない本人が表明した希望という意味であると思われるので、「意思」ではなく、「意向」の用語を用いるのが妥当である。

(2) 財産の調査及び目録の作成等

(ア) 現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならず、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(ア)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1 (1)において、甲案支持のためである。

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

ア 現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6か月を超えない期間を定めて本人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

アに賛成する。

【意見の理由】

第1の1 (1)において、甲案支持のためである。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の

規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとする。

【意見の趣旨】

原則として、賛成する。

（注1）の新たな保護者の財産状況調査権の拡張について、及び（注2）の医的侵襲に関する同意権付与について、ともに反対する。

【意見の理由】

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等について、現行法の規律で特に問題がないことから、これを維持することに賛成である。

第1の1（1）において、甲案を支持しているところ、現行法の規律で特に問題がないことから、（注1）の新たな保護者の財産状況調査権の拡張に反対である。

また、インフルエンザの予防接種に関する同意などの医的侵襲に関する同意権を、医療の専門家ではない成年後見人等に付与することは、反対である。医療の専門家である医師や医療機関の判断で、本人に対する積極的な医療行為がなされるような制度が構築されることを期待する。

したがって、（注2）の医的侵襲に関する同意権付与について反対である。

4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

(1) 現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる旨の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

なお、（注）保佐人及び補助人に死体又は火葬に関する契約の締結の権限を有する旨の規律を設けるものとすることに賛成である。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

また、(注)戸籍法第87条第2項によれば、成年後見人だけではなく、保佐人や補助人も、本人の死亡の届出を提出することができることから、この死亡届出と密接に関連する死体又は火葬に関する契約の締結の権限についても、保佐人及び補助人に付与するのが妥当である。

5 保護者の報酬

現行法の規律(家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律)を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

原則として、賛成する。

【意見の理由】

当会は、専門職後見人の団体であり、専門職後見人は、報酬を受領して後見業務を行うことを基本とする。

当会としては、現行の成年後見に関する報酬体系について、報酬額の予測可能性等に不満がないわけではないが、他方、報酬を支払う本人やその親族等からの不満にも接するところである。

そのため、双方が納得することができる報酬体系を規律することができれば良いが、そのような規律を設けることが難しいのが現状であると認識している。

引き続き、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、検討していただきたいが、現時点で、現行法の規律を維持するのが妥当であると思われる。

したがって、現行法の規律を維持することについて、原則として、賛成である。

6 保護者の事務の監督

現行法の規律(家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができる旨の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

後見業務を行うに際し、現行法（民法第863条第2項）の規律で、特に問題がない。

なお、保護者に対する本人財産状況の調査及びその目録作成については、民法第863条第2項の「必要な処分」に含まれるものとする。

第4 法定後見制度に関するその他の検討事項

1 法定後見の本人の相手方の催告権

法定後見の本人の相手方の催告権に関しては、基本的には現行法の規律を維持するものとする。

- ① 本人の相手方は、本人が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。）となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。
- ② 本人の相手方が、本人が行為能力者とならない間に、その保護者に対し、その権限内の行為について①に規定する催告をした場合において、保護者が①の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなす。
- ③ 特別の方式を要する行為については、①及び②の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
- ④ 本人の相手方は、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人を除く。）に対しては、①の期間内にその保護者の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その本人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

【意見の趣旨】

原則として、賛成する。

【意見の理由】

制限行為能力者の保護の観点から、法律関係を確定することが利益になるこ

と及び第1の1(1)において甲案支持であることから、基本的には、現行法の規律を維持が妥当であると考ええる。

なお、民法第20条第1項に関し、現行法の規律を修正し、事理弁識能力が回復しない状態であっても保護者の同意を要することとする保護の必要性がなくなったとして法定後見の審判を取り消すなどにより法定後見が終了する場合に、同法第20条第1項の規律を及ぼさない考え方もある。

しかし、このような考え方にに基づき、規律を修正すれば、事態やそれに係る規律が複雑化し、相手方の保護も害されることになりかねない。

したがって、事理弁識能力が回復しない状態にあるにもかかわらず、保護の必要性がなくなったとして法定後見の審判を取り消された場合であっても、現行法の規律を維持するに賛成である。

2 本人の詐術

法定後見の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

原則として、賛成する。

なお、「詐術」の内容を明確化する考え方について賛成である。

【意見の理由】

法定後見の本人の詐術について、現行法では、民法第21条に規定されているが、その適用について、複数の裁判例や解釈によって運用されている。

もっとも、裁判例や解釈に基づく運用となると、規定の適用場面が不明確となり、本規定の趣旨である取引の安全を害することとなり、また実務上も、詐術の有無を明確に判断することは容易ではなく、事後的にトラブルを生じさせる可能性もある。

したがって、制限行為能力者本人の保護のためにも、基本的には、現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について賛成である。

3 意思表示の受領能力等

(1) 意思表示の受領能力

ア 現行法の規律(成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

アに賛成する。

【意見の理由】

第1の1（1）において、甲案支持のためである。

3 意思表示の受領能力等

（2）意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

【乙案】 家庭裁判所は、事理弁識能力を欠く常況にある者については、利害関係人の請求により、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができるものとする。

【意見の趣旨】

原則として、乙案に賛成する。

なお、（注）法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、及び法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方については、いずれも反対する。

【意見の理由】

意思表示により効力を生じさせるには、その受領者がその内容を了知できる状態にあり、さらに了知後適切な措置を採れることが前提となっており、取引の相手方の保護の観点や、本人の法的安定性の観点から、事理弁識能力を欠く常況にある者について、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができる制度が必要であると考えらる。

意思表示を受ける者を選任しない案として、意思表示をしようとする者は、自己の権利等を実現するために事理弁識能力を欠く常況にある者との法律関係等を確定する方法として、法定後見制度を利用せず、訴訟提起して、手続法上の特別代理人の選任を申立て、当該特別代理人に訴状送達することをもって意思表示することで対応できるのではないかというものがあるが、事理弁識能力を欠く常況にある者について意思表示をする場合に、常に訴訟提起をしなければならないことについて、取引社会の中で合理性を有するとはいえない。

また、（注）に記載の要件を設けてしまうと、これまで法定後見が開始されていない場面などでは、現行法と同様、意思表示をした者は、事理弁識能力を欠く常況にある者について意思表示をすることができず、取引の相手方の保護の観点や本人の法的安定性の観点から不都合を生じてしまうことになる。

したがって、原則として乙案に賛成であるが、(注) 法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、及び法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方については、ともに反対である。

4 成年被後見人と時効の完成猶予

(1) 現行法の規律（成年被後見人と時効の完成猶予の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1) に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

【甲案】 現行法の規律（委任の終了事由の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

甲案に賛成する。

なお、第1の1(1)において甲案支持のため、現行法の規律（委任の終了事由の規律）を維持する案に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)の【意見の理由】でも記載したとおり、基本的には、現行の成年後見制度に大きな不満がないことや、特に不都合がないことから、委任の終了事由について変更する必要もない。

したがって、委任の終了事由について、現行法の規律を維持する甲案に賛成である。

(2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の終了事由

【甲案】 現行法の規律（代理権の終了事由の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

甲案に賛成する。

なお、第1の1(1)において甲案支持のため、現行法の規律（代理権の終了

事由の規律)を維持する案に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)の【意見の理由】でも記載したとおり、基本的には、現行の成年後見制度に大きな不満がないことや、特に不都合がないことから、代理権の終了事由について変更する必要もない。

したがって、代理権の終了事由について、現行法の規律を維持する甲案に賛成である。

6 成年被後見人の遺言

(1) 現行法の規律(成年被後見人の遺言の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等

(1) 現行法の規律(成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない旨並びに被保佐人及び訴訟行為をすることについて補助人の同意を要する被補助人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は補助人の同意を要しない旨等の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等

(1) 現行法の規律(法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律並びに人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年被後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることが

できる旨の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

9 手続法上の特別代理人

(1) 現行法の規律(法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、成年被後見人に対し訴訟行為(手続)をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、(受訴裁判所の)裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律)を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、甲案支持のためである。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

【乙案】 任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものとする。

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

当会は、任意後見制度を利用する本人またはその家族及び関係者から、任意後見監督人の報酬が負担であるという声があることを当会の会員を通じて承知している。

また、任意後見人が司法書士等の専門職である場合には、任意後見監督人の報酬に加え、任意後見人の報酬も必要となり、さらに負担が増えることになる。

加えて、司法書士等の専門職が任意後見人である場合には、家庭裁判所が直

接監督を行うとしても、法定後見制度における成年後見人等の専門職である場合の家庭裁判所による監督と大差がないとの意見も聞く。

なお、例えば、任意後見人が司法書士である場合には、リーガルサポートによる監督が行われている等、専門職団体独自の監督制度もある。

これらの事情を踏まえると、任意後見監督人による監督を必須とせず、事案に応じて、家庭裁判所が監督の在り方を決定することが、ひいては、任意後見制度の利用を促進することにつながると考えられる。

したがって、乙案に賛成する。

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

- (1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件 現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

- (1) に賛成する。

【意見の理由】

本人の意思を尊重するという現行法の規律について、改正すべき理由が見当たらないためである。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

- ア 申立権者（請求権者） 現行法の申立権者（請求権者）に加えて、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。
- イ 申立義務 一部の申立権者にその申立てを義務付ける規律を設けるか否かについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

原則として、(2) ア及びイに賛成する。

ただし、(注3) 記載の現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方について反対する。

【意見の理由】

本人の事理弁識能力が不十分な状況の場合において、任意後見監督人選任申立てが行われず、任意後見契約を締結した本人の意思が実現されていない事例があるとの指摘がある。具体的には、任意後見受任者が任意代理人を兼務している場合において、本人が認知症と診断されているにもかかわらず、任意後見受任者が任意後見監督人選任申立てを行わない等の事例が想定される。

このような事例において、申立権者を広げることにより、任意後見受任者以外の申立てが可能になり、結果として、本人の意思を実現できることになる。

したがって、(2) アについて賛成し、(注1) 法定後見の保護者を申立権者とする考え方、及び(注2) 任意後見人の事務を開始するための裁判手続の申立権者に関して、現行法の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方につき、賛成である。

ただし、(注3) 現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方については、狭くすることに利点が見いだせないため、反対する。

他方、(2) イについても、義務付けることにより、本人の意思が実現できることになることから、賛成である。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

【甲案】 現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

甲案に賛成する。

【意見の理由】

- (1) 現行法は、任意後見制度が法定後見制度より優先するものと位置付けられており、任意後見人と成年後見人等の併存を一律に認めていない。その理由は、任意後見人と成年後見人等との関係について、本人の自己決定を尊重し、かつ、両者の権限の抵触及び重複を回避するためである。

本人が、法定後見制度を利用せず、任意後見制度を利用することを選択した以上、その本人の選択を尊重する現行法の規律の趣旨は、現在の状況下でも妥当するので、現行法の規律を見直す積極的な意義はないと考える。

- (2) 乙案を採り、任意後見契約を活かすため、任意後見契約で設定した代理権が不足する特定の法律行為について保護者に権限を付与する法定後見制度を利

用するという考え方もある。

しかし、当会は、法定後見制度について、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みとする見直しに反対しているため、この考え方を採ることができない。

また、乙案を採る場合、任意後見人及び法定後見人が司法書士等の専門職であるときには、本人には、二重の報酬の負担が生じることとなる。

さらに、乙案を採る場合、任意後見人と法定後見人との権限の重複がある場合についての調整が必要となり、制度が複雑なものとなる。

したがって、乙案は妥当でない。

- (3) 任意後見契約において設定した代理権が足りない等本人の保護が図れない事態が生じたときは、任意後見制度に固執することなく、速やかに法定後見制度を利用することが本人の保護になると考える。

したがって、甲案に賛成である。

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等

現行法の規律を維持するものとする。

【意見の趣旨】

現行法の規律を維持するものとすることに賛成する。

【意見の理由】

第1の1（1）において、甲案支持のためである。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

- 1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式 現行法の規律（任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする旨の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

(1)に賛成する。

【意見の理由】

任意後見契約を締結する本人の意思確認の機会を担保するという観点から、任意後見契約を公正証書によらなければならないとする現行法の規定には合理

性がある。

また、作成された公正証書が公証役場で保管され、紛失や盗難があっても 本人の意思を確認できるという公正証書の利点を失うべきではないと考える。

(2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加
(変更)

(注1) 任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(注2) 任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする(追加する)旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

(2) (注1) 及び (注2) に反対する。

【意見の理由】

任意後見契約の一部解除及び当事者の合意による事務の委託の追加について、現行法上、既存の任意後見契約を全部解除したうえ、新たな任意後見契約を締結する方法によることが多い。この方法によると、本人の意思を正確に把握することは容易である。

他方、一部解除や当事者の合意による事務の委託の追加を可能とすると、解除した箇所や追加した箇所が不明確になることがあり、本人の意思を正確に確認することが難しくなることが想定される。

したがって、(2) (注1) 及び (注2) に反対である。

(3) 任意後見契約の一部の発効

(注) 任意後見契約の一部(一部の事務の代理権の付与)を(段階的に)発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

(3) に反対する。

【意見の理由】

任意後見契約の一部を発効させる場合において、判断能力が低下した本人に

とって、一部発効させることにより、かえって、任意後見契約の内容を複雑化し、分かりにくくしてしまうことが懸念される。

また、任意後見契約の一部を発効させる場合、任意後見監督人の監督の範囲が不明確になり、適正な任意後見監督を阻害しかねない。

したがって、(3) に反対である。

(4) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

【乙案】 予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）規律を設けるものとする。

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

任意後見契約の本人が、高齢者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結する場合において、予備的な任意後見受任者の定めを可能とするニーズが高い。特に、今後、ますます高齢化が進む我が国において、このような事例が増加する傾向にある。

また、任意後見契約の本人にとっても、任意後見契約を締結する際の選択肢が増えることになり、本人の意思の尊重に資することになる。

したがって、乙案に賛成である。

なお、予備的な任意後見受任者の定めをする場合の要件の定め方について、慎重を期する必要がある。予備的な任意後見受任者の定めを発効させる場合の要件として、先順位任意後見人の死亡は明確であるが、先順位任意後見人の職務不能を要件にする場合、職務不能の定義をどのように定めるのかについて、慎重に定める必要があると考える。

2 その他

（注1）本人の意思の尊重等に関する規律については、法定後見の規律と同様の見直しをするものとする。

（注2）任意後見契約の解除の要件に関して、〔契約締結から一定期間を経過した後は〕任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができることとするとの考え方がある。

（注3）法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。

（注４）任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することができるか否かに関する規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

（注５）任意後見契約において、本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意に関する事務を任意後見受任者（任意後見人）に委託することができるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（注１）につき、賛成する。

（注２）及び（注３）につき、反対する。

（注４）については、明文の規定によらず、解釈で対応すべきである。

（注５）につき、反対する。

【意見の理由】

（注１）につき、本人の意思を尊重する見直しについて、賛成の立場であるためである。

（注２）につき、任意後見契約発効後に家庭裁判所の許可なしに解除できるとすると、本人の利益を害する可能性が高い。具体的には、判断能力が不十分な状況にある本人からの解除の意思表示が、本当に本人の利益に資するかどうかについて、慎重な判断を必要とする。

また、家庭裁判所の許可を得ない任意後見人からの解除が、無責任な辞任を容認する結果とならないかなども懸念される。

したがって、（注２）につき、反対である。

（注３）につき、任意後見制度は、本人の自由な意思により任意後見人を選んでいる点において、法定後見制度と決定的に異なることからすると、任意後見契約に有効期間を設けることにつき、法定後見と同様に論ずることはできない。

したがって、（注３）につき、反対である。

（注４）については、いわゆる「親なき後」の未成年の子の保護のための任意後見契約の活用については、現行法上、これを禁止する規定はなく、任意後見契約を締結することは可能であることから、引き続き、解釈で対応すべきと考える。（注５）につき、任意後見契約からその契約が発効するまでの期間が長期間であることも少なくなく、たとえ任意後見契約締結時に医的侵襲の同意権があったとしても、発効までの間の医療技術の進歩により、発効時においてもその同意権が真に本人の意思に沿っているかの判断を行うことは困難である。

また、その困難な判断を任意後見人に負わせることは、任意後見人の負担が過度に大きなものになってしまう。

したがって、（注５）につき、反対である。

第8 その他

1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等

(1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

ア 現行法の規律（後見開始の審判をする場合には、本人の精神の状況について、原則として鑑定を必要とする規律等）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

アに賛成する。

【意見の理由】

第1の1（1）において、甲案支持のためである。

(2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

（注）家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他の必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

市町村等は、本人に関する重要な情報を保有していることもあることから、いわゆる「後見の社会化」が進み、市町村等も後見制度に対して重要な関係者であることから、家庭裁判所が、このような市町村等に対して意見を求めることができる旨の規定を設けることは、後見制度をより適切な制度とすることにつながるものと思われる。

したがって、上記の規定を設けることについて賛成である。

(3) 法定後見制度に関する保全処分

【意見の趣旨】

(3)につき該当しない。

【意見の理由】

第1の1（1）において、甲案支持のためである。

2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者

身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関して、規律を設けることとするか否かについては、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

反対する。

【意見の理由】

重度の身体障害により意思疎通が著しく困難な者でも、意思を決定することに支障はないのであるから、精神上の障害により事理弁識能力が欠如している者に対して、その意思決定を補完（支援）する制度である成年後見制度の対象者に含めることは、違和感がある。

また、会に所属する会員が後見業務又は司法書士業務を行うに際し、重度の身体障害により意思疎通が著しく困難な者について、成年後見制度で支援するというニーズに接することもありない。

したがって、現時点としては、身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関して、規律を設けることに反対である。

3 その他

（注）成年後見制度の見直しに伴い、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うものとする。

【意見の趣旨】

成年後見登記の制度について、所要の整備を行うことに賛成する。

【意見の理由】

今般の民法改正によって、成年後見制度が改正されたときは、それに伴って、成年後見登記制度も所要の整備を行うことが必要となることも有り得る。

したがって、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うことに賛成である。

以 上